○内閣府告示第二百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十二日内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　鶴来信用金庫

二　住所　石川県白山市鶴来本町一丁目ワ百七番地の二

○内閣府告示第二百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第百一号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　上田信用金庫

二　住所　長野県上田市材木町一丁目十七番十二号

○内閣府告示第二百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社長野銀行

二　住所　長野県松本市渚二丁目九番三十八号

○内閣府告示第二百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　諏訪信用金庫

二　住所　長野県岡谷市郷田二丁目一番八号

○内閣府告示第二百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　長野信用金庫

二　住所　長野県長野市大字鶴賀百三十三番地一

○内閣府告示第二百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　松本信用金庫

二　住所　長野県松本市丸の内一番一号

○内閣府告示第二百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　アルプス中央信用金庫

二　住所　長野県伊那市荒井三千四百三十八番地一

○内閣府告示第二百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　長野県信用農業協同組合連合会

二　住所　長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三

○内閣府告示第二百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年五月十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　長野県信用組合

二　住所　長野県長野市新田町千百三番地一

○法務省告示第二百九十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十三年六月七日

法務大臣　江田　五月

住所　群馬県太田市龍舞町5921番地1

パッペイ・シオネ・タリカビリ　昭和58年3月14日生

住所　東京都世田谷区野沢4丁目4番9号

カラサワ・ナタリヤ・アレクサンドロブナ　昭和55年3月29日生

住所　大阪市大正区泉尾1丁目9番8号

ボー・クゥ・ユー　平成21年6月9日生

住所　神奈川県相模原市磯部340番地20

ゴ・ティ・レ・ツィ　昭和51年10月23日生

住所　神奈川県相模原市相模台団地6番1―203号

陳翼孝　平成3年3月14日生

住所　滋賀県蒲生郡日野町大字村井2022番地13

グェン・ティ・ゴック・バン　昭和62年3月3日生

住所　さいたま市岩槻区大字岩槻6681番地3

馬勝德　昭和28年12月20日生

馬玉美　平成元年2月10日生

住所　埼玉県草加市吉町2丁目3番51号

タヒル・ファルーク　昭和50年9月29日生

ソパン・タヒル　平成15年2月26日生

アダン・タヒル　平成18年10月4日生

住所　横浜市港北区篠原町974番地1

李品萱　昭和62年11月18日生

住所　東京都大田区久が原5丁目27番3―1007号

張棠雅　昭和37年12月18日生

住所　新潟県東蒲原郡阿賀町西2486番地

簡麗芬　昭和35年11月28日生

住所　東京都文京区本駒込1丁目10番4号

陳錦鈴　昭和3年5月22日生

住所　東京都葛飾区亀有3丁目2番8―705号

李芳　昭和54年12月30日生

住所　福岡市東区香椎照葉3丁目3番1―823号

楊暁芳　昭和51年3月23日生

汪龍逸　平成15年2月18日生

汪辰逸　平成21年2月18日生

住所　大阪市東淀川区西淡路2丁目11番15号

于媛媛　昭和56年11月26日生

住所　名古屋市昭和区滝川町31番地1

朱心君　平成4年4月14日生

住所　東京都中央区勝どき5丁目5番14―1712号

劉婷婷　昭和58年1月9日生

住所　大阪市浪速区日本橋東3丁目14番10―703号

ヌグス・ハディス・ベイヤナ　昭和43年5月2日生

住所　大分県豊後大野市三重町芦刈481番地83

吳雅之　昭和51年7月12日生

住所　沖縄県那覇市曙2丁目26番6―705号

王冬艷　昭和45年2月1日生